

『2012 新規上場の手引き』(市場第一部・第二部編) 新旧対照表

項番	章	頁数	箇所	新	旧
1	II	37	6 利益の額又は時価総額	(注6) 申請会社が最近2年間に事業年度(決算期)の変更を行っているため、 審査対象期間 の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合の利益の額の算出方法は、 連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書 の利益の額を月割按分することにより 審査対象期間 の利益の額を算出します。例えば、11月期決算の会社が、平成22年11月の決算終了後、翌平成23年から3月期決算に変更し、平成24年3月期を直前事業年度として上場申請する場合における利益の額の計算は、次のとおりとなります。	(注6) 申請会社が最近2年間に事業年度(決算期)の変更を行っているため、 1年間 の利益の額が単純な加算のみによって算定できない場合の利益の額の算出方法は、 各連結会計年度(又は事業年度) の利益の額を月割按分することにより 1年間 の利益の額を算出します。例えば、9月期決算の会社が、平成22年9月の決算終了後、翌平成23年から3月期決算に変更し、平成24年3月期を直前事業年度として上場申請する場合における利益の額の計算は、次のとおりとなります。
2	II	37	6 利益の額又は時価総額	事業年度(決算期)の変更を行っている場合における、年間の利益の額の算出方法 (図表)略	事業年度(決算期)の変更を行っている場合における、年間の利益の額の算出方法 (図表)略
3	II	40	6 利益の額又は時価総額	(注3) 事業年度(決算期)の変更を行っているため、 審査対象期間 の売上高が単純な加算のみによって算定できない場合には、 連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書 の売上高を月割按分することにより 審査対象期間 の売上高を算定します。	(注3) 事業年度(決算期)の変更を行っているため、 1年間 の売上高が単純な加算のみによって算定できない場合には、売上高を月割按分することにより 1年間 の売上高を算定します。
4	VI	152	2 一部指定基準	(注2) 事業年度(決算期)の変更を行っているため、 審査対象期間 の売上高が単純な加算のみによって算定できない場合には、 連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書 の売上高を月割按分することにより 審査対象期間 の売上高を算定します。	(注2) 事業年度(決算期)の変更を行っているため、 1年間 の売上高が単純な加算のみによって算定できない場合には、売上高を月割按分することにより 1年間 の売上高を算定します。
5	IX	172	1 上場前の公募又は売出しについて	元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定し、それに基づいて配分を行うものとします。 また、元引受取引参加者は、この配分の方法等に関する指針を書面により公表するとともに、 必要に応じて 東証に通知するものとします。	元引受取引参加者は、上場前の公募等に係る配分を不特定多数の者を対象に公正かつ公平に行うため、配分の方法及び配分に関する制限等に関する指針を策定し、それに基づいて配分を行うものとします。 また、元引受取引参加者は、この配分の方法等に関する指針を書面により公表するとともに、東証に通知するものとします。
6	A	206	1 新規上場申請に係る提出書類一覧(内国株券)	(注3) 上場申請日時点と上場承認日時点において、記載対象となる直近の四半期が異なる場合には、上場申請日に提出する「Iの部」の四半期情報の記載内容はドラフト(例えば、項目のみの記載)でも結構です。	(新設)
7	A	295	2 新規上場申請に当たっての提出書類の様式(内国株券)	掲載書式を変更 (30) 契約書(直接上場、国内非取引参加者向け契約書)	
8	A	348	4 新規上場申請に当たっての提出書類の作成要領等	新規上場申請者が規則第204条第1項第14号、第205条第1号aの(e)(同号bの(c)による場合を含む。)及び第220条第1号aの(f)(同号bの(d)による場合を含む。)の規定により提出する他の会社から承継する事業に関する財務計算に関する書類及び規則第204条第1項第19号bの規定により提出する分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。	新規上場申請者が規則第204条第1項第14号、第205条第1号aの(f)(同号bの(c)による場合を含む。)及び第220条第1号aの(f)(同号bの(d)による場合を含む。)の規定により提出する他の会社から承継する事業に関する財務計算に関する書類及び規則第204条第1項第19号bの規定により提出する分割により承継される事業に係る財務計算に関する書類に一定の信頼性を付与することを目的として、公認会計士又は監査法人が当該書類について一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査による意見表明の場合に比して限定的な保証を与えるための意見表明に係る基準を次のとおり定める。

(注) 項番1～5、7及び8は平成24年10月1日施行の規則改正に伴う修正

平成24年10月1日